

1 改正の趣旨

地方税法施行令等の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の基礎課税額の限度額等を改定するもの。

2 主な改正内容

医療給付費等の増加による中間所得層の保険税の負担増に配慮し、国民健康保険税の課税限度額について、医療給付分を2万円引き上げて65万円に、後期高齢者支援分を1万円引き上げて20万円とするものです。

現行	改正後
国民健康保険税課税限度額 医療給付費分 <u>63万円</u> 後期高齢者支援分 <u>19万円</u> 介護納付金分 17万円	国民健康保険税課税限度額 医療給付費分 <u>65万円</u> 後期高齢者支援金分 <u>20万円</u> 介護納付金分 17万円 ※介護納付金分は据置き

3 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
桶川市	12月議会上程予定。	令和5年度保険税から適用予定。 北本市と同様の改正。
上尾市	12月議会上程予定。	令和5年度保険税から適用予定。 北本市と同様の改正。
鴻巣市	令和4年3月専決、6月議会で承認。	令和4年度保険税から適用。 北本市と同様の改正。

4 施行期日

施行日 令和5年4月1日
(令和5年度分の国保税から適用)